

令和4年第3回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年3月7日(月) 開会 午後1時30分
閉会 午後3時00分

2. 場 所 東区役所5階講堂

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照 (欠席)	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	梶山 正治
7	伊藤 信彦	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	沼田 聖	12	沖田 光春
13	河野 信義	14	谷口 憲	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

2番 鍛冶山 正照

6. 議事録署名者

19番 児玉 一成 4番 山本 香織

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 大畦 裕之 事務局次長 石原 健二
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 有馬 隆幸
主 事 西村 昌敏

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について

- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (5) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- (6) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について

・その他

- (1) 令和5年度広島市農政に関する意見書について
- (2) 農業用機械・資材登録制度実施要領（案）に関する意見について
- (3) 令和3年度の農業体験学習について
- (4) 利用権設定の下限面積引下げについて
- (5) 令和3年度第6回地区協議会開催日程について
- (6) 令和4年3月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和4年第3回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。

西区、岩田推進委員、安佐南区佐東地区、武内推進委員、安佐北区白木地区市川、世羅推進委員、安佐北区白木地区下三田、松田推進委員、よろしく願いいたします。

本日の欠席者は、2番、鍛冶山正照委員です。出席者が過半数に達しており、総会は成立します。

会議に入る前に、本日の議事録署名者を指名します。

19番、児玉委員、4番、山本委員よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、11件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請11件について説明いたします。議案の3ページから5ページをご覧ください。

1番、2番は、親から子への経営移譲のため、申請地を譲渡するものです。

3番、6番、7番、8番は、経営規模拡大のため、申請地を取得するものです。

4番、5番、及び9番から11番は、新規に就農するため、農地を譲り受けるものです。4番はショウガ・ニンニク、5番はショウガ、9番は芋類・葉物・果樹、10番は花・野菜、11番はハクサイ・キャベツ・サトイモを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われまます。これらの案件は、総会で承認されまますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

議案第1号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、梶山委員。

梶山委員

6番の梶山です。

2月18日に、伊藤委員と事務局職員と現地を調査いたしました。

譲渡人であるお母さんは高齢のため、譲受人の子へ贈与するというものです。特に問題ないと思います。

議 長

2番、伊藤委員。

伊藤委員

7番の伊藤です。

同じく2月18日に、梶山委員、事務局職員2名と現地の調査を行いました。2番も同じ親から子への贈与で、引き続き水稻を耕作されるということですので。問題はありません。

議 長

3番から5番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。

3番、4番、5番の案件は、2月17日に己斐委員、事務局職員2名と現地を確認しています。

3番ですが、現地は自己保全管理をされている休耕地でした。譲受人は、申請地付近の農地を所有しており、申請地には果樹の作付けを予定されています。問題ないと思います。

次に4番、5番です。4番、5番とも隣接した農地で、作物がすでに作付けされ、きれいに管理されていました。譲受人は、4番、5番お二方とも新規就農者の方で、共同作業でニンニク、ショウガを栽培されるということで、自己保全管理されていた農地を新規就農で耕作されるということで、大変良いことだと思っております。問題ないと思います。

議 長

6番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。

6番は令和4年2月17日に岩重委員と事務局職員とで現地調査を行いました。申請地は、ほ場整備地で適正に管理されており、譲受人は規模拡大のため、譲渡人は他県に居住されており、高齢で管理ができないことから、譲受人に譲渡する案件です。現在、田植え、稲刈り等は作業委託されていますので、別に問題はないと思います。

議 長

7番、8番、河野信義委員。

河野信義委員

13番の河野です。

この案件は、2月17日に谷口委員、事務局職員と現地を確認しました。

7番は、経営規模を拡大したいということで問題ありません。

8番も経営規模拡大で、譲受人の実家の隣で便利なので、取得されるもので問題ありません。

議 長

9番、谷口委員。

谷口委員

14番の谷口です。

2月17日に、河野信義委員、事務局職員と現地調査を行いました。現地はきれいに管理されており、新規就農として譲受人が入られるのですが、果樹を中心とした栽培計画が出ており、異議はありません。

議 長

10番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。

10番は、現地調査を、先月2月18日に事務局2名、児玉委員と行いました。譲渡人は不在地主で、譲受人が申請地と、別に家屋を取得される案件で、大変良いことで異議ありません。

議 長

11番、奥田委員。

奥田委員

18番の奥田です。

2月18日に、児玉委員、事務局職員の方と現地調査をしました。現地はきれいに耕作されており、新規就農とありますが、譲受人ご夫妻とお子さん、家族で1, 200㎡経営されるということで、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、11件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について3件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の3件について説明いたします。議案の5ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、隣接の貸農園利用者のための駐車場として利用するものです。

2番は、宅地への転用事案で、母屋に隣接した農地で現在は納屋の敷地として利用しているものです。

3番は、雑種地への転用事案で、利用権設定により借りている農地を申請者が所有者の承諾を得て、近隣で経営しているブルーベリー観光農園の来場者用駐車場として利用しようとするものです。

1番、2番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われまます。

なお、1番、2番の案件は、事前に転用工事に着手済み、又は既に転用済みとなっておりますが、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。1番、2番の案件は本総会で承認されまますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

3番の案件は農振農用地区域内の農地ですが、農業振興地域整備計画の軽微な変更（用途区分の変更）を行い、申請地を農業用施設用地に変更し、農産物生産及び販売施設としてのブルーベリー観光農園の来場者用駐車場として利用しようとするものであるため、農地法第4条第6項ただし書き「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするとき」により、当該農地区分の不許可の例外に該当します。

他用途への転用を防ぐため、貸付期間内に駐車場としての利用が不要となった場合は、農地に復元する旨の誓約書を提出させています。

なお、本件については、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年3月2日付でされており、用途区分が変更されたことを確認しています。

また、本件は農用地区域内農地かつ第1種農地に該当するため、本総会で承認されまますと、3月18日（金）に開催される、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。それでは担当委員のご意見をお伺いします。1番、鍛冶山委員ですが、本日は欠席です。意見は事務局に伝えているということなので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（有馬主査）

鍛冶山委員から事務局へ報告がありましたので、説明させていただきます。

1番の申請地は市民菜園利用者のための駐車場に転用するものであり、市民菜園周辺の道路は狭く、駐車場設置はやむを得ないものであり、周辺農地への影響もないものと思われま

議 長

2番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。

2月17日に、事務局職員2名と現地を確認しております。現地は、納屋が建ててありました。周辺はきれいに管理されており、周辺農地への影響もないと思うので、この申請は問題ないと思います。

議 長

3番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。

3番は、令和4年1月18日に事務局職員2名と現地の調査を行っております。申請人は、来年4月以降のブルーベリーの観光農園の開園にあたり、近隣に来場者用の駐車場とする用地が無いことから、申請地を駐車場にするものです。隣接する農地、耕作等への影響も無いと思われま

議 長

それでは、その他、ご質問等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

質問がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1番、2番の2件を許可することに決定いたします。

3番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について19件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の19件について、説明いたします。議案の7ページから10ページをご覧ください。

1番は宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、住宅1棟の建築及びカーポートを設置しようとするものです。

2番は雑種地への転用事案で、自動車販売等事業を営む譲受人が申請地を譲り受け、車両の保管場所として利用しようとするものです。

3番は雑種地への転用事案で、土木工事業等を営む譲受人が申請地を譲り受け、資材置場を拡張するものです。

4番、5番は雑種地への転用事案で、宗教法人である譲受人が申請地を譲り受け、寺院の参拝者用駐車場として利用しようとするものです。

6番から10番は宅地への転用事案で、鶏卵並びにその他食品の購入及び販売等を営む譲受人が申請地を譲り受け、液卵工場1棟を建築しようとするものです。

11番は雑種地への転用事案で、自動車修理及び販売業等を営む譲受人が申請地を譲り受け、資材置場として利用しようとするものです。

12番、13番は宅地への転用事案で、申請地を隣接する宅地と共に譲り受け、当該建物の進入路、駐車場、倉庫及び庭敷として利用するものです。

14番から16番は雑種地への転用事案で、製造業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、職員用駐車場として利用しようとするものです。

17番は宅地への転用事案で、製造業を営む譲受人が申請地を譲り受け、工場1棟の建築並びに駐車場及び資材置場として利用しようとするものです。

なお、申請地は譲渡人が遺贈を原因として令和2年5月11日付で農地法第3条の許可を受け取得したものであり、許可後3年を経過していない早期転用となりますが、譲渡人は遺贈の事実発生である平成26年から現在まで耕作及び収穫を継続しており、譲受人は現会社の近くに事業用地を求めた結果、規模及び近隣の状況等の理由から、申請地以外に利用可能な土地がなかった旨の理由書の提出があったもので、このことから、早期に転用しなければならない「相当の理由」に該当するものと思われま

す。18番は雑種地への転用事案で、譲渡人が、自身が代表を務める不動産業者に貸し付け、駐車場として利用しようとするものです。

19番は公衆用道路への転用事案で、不動産を営む譲受人が申請地を譲り受け、新設する道路の隅切り部分として利用しようとするものです。

申請地は5番を除き、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

なお、1番から4番、7番から10番、12番及び13番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年2月24日付でされており、農用地区域から除外されたことを確認しています。

また、3番、12番及び13番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書又は経緯説明書を添付させています。

5番の案件は、平成6年度から平成13年度に実施された「農村活性化住環境整備事業」区域内の農地で、異種目換地を受けた非農用地区域内の土地であり、第1種農地の不許可の例外に該当するものと思われます。

1番から3番、11番から16番及び18番、19番の11件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

5番については、第1種農地に該当するため、4番については、5番と譲受人及び転用目的が同じため、6番から10番及び17番については、転用面積が30アールを超えるため、本総会で承認されますと、3月18日（金）に開催される、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

なお、17番については、宅地造成等規制法の許可を要する案件であるため、本法を所管する宅地開発指導課との同時許可となります。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員のご意見をお伺い致します。1番、伊藤委員。

伊藤委員

7番の伊藤です。

本件は、昨年9月21日に事務局職員2名と現地調査を行いました。申請地は長い間休耕になっていました。譲渡人と面談をして確認をしましたが、耕作意欲は全く持っていません。隣接地も既に宅地になっており、転用される方が望ましいのだらうと思ひます。

議 長

2番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。

2番の案件は、令和3年9月17日に農振除外で事務局職員2名と現地確認をしました。再度確認のため、3月5日に現地を確認しました。現地はきれいに管理され、周辺農地への影響もないので、転用は問題ないと思います。

議長

3番から10番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。

3番は、令和3年9月17日に事務局職員2名とで現地調査を行っています。申請地は既に、譲受人である法人の資材置場となっており、隣接地の資材置場を拡張するものです。既に農振除外となっており、問題はありません。

4番、5番は、令和3年5月18日に現地の調査を行っています。法座、法要、葬儀等でお参りの参拝者の駐車場が、境内では狭く、隣接している申請地を駐車場として利用する案件です。4番は、農振除外、5番は非農用地で駐車場にすることによる周辺農地への影響はありません。

6番から10番は令和3年5月18日に現地調査を行っております。譲受人の法人は、本社は市内南区仁保にあり、安芸高田市向原町にて、養鶏事業を営んでいます。鳥インフルエンザが発生すると、半径3km以内の区域は移動制限区域となるため、好条件の申請地へ、工場を移転することになったものです。雇用につきまして、本地域より優先的に雇用する考えであるということです。工場を建設することによる耕作への影響はないと思われま

議長

11番、沼田委員。

沼田委員

11番の沼田です。

2月18日に現地を調査しました。近隣に農地はなく、問題ないと思います。

議長

12番から17番、河野信義委員。

河野信義委員

13番の河野です。

12番、13番については、農振除外の関係で令和3年9月17日に、14番から17番については、令和4年2月17日に、現地を調査していま

す。

12番、13は、譲受人が、自分のところの敷地への進入路、駐車場等、庭敷として使うもので、問題ありません。

14番から16番は譲受人が法人で、従業員用の駐車場が手狭になったため、申請地を取得して、従業員用の駐車場として利用するものです。周囲への影響はなく、問題ありません。

17番も譲受人が法人で、半導体を作る機械の加工等を行っており、申請地を取得して工場を建てるものです。周囲への影響はなく問題ありません。

議 長

18番、19番、奥田委員。

奥田委員

18番の奥田です。

2月18日に児玉委員と事務局の方と現地調査いたしました。

18番は、長い間耕作されていなかった休耕地を譲渡人が経営する会社に賃貸借する案件で、申請地は広い駐車場の一画となっていました。近隣への影響はないと思います。

19番は、地区計画により宅地開発することに伴い、申請地を道路用地で取得するものです。特に問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1番から3番、11番から16番、18番及び19番の11件を許可することに決定いたします。

4番から10番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

17番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たうえで、宅地造成等規制法の許可に合わせ、農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、2件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の10ページをご覧ください。今回、2件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申しあげました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員のご意見をお伺いします。1番、2番、児玉委員。

児玉委員

19番の児玉です。

2月18日に、事務局職員2名と現地調査をしました。1番、2番とも、きちんと耕作されており、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の審議に入りますが、議案番号の5番は鍛冶山委員の親族、94番は山縣委員、110番、111番は児玉委員、132番は鍛冶山委員、138番、139番は岩重委員に関する案件です。

農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますが、5番及び132番の案件の関係者である鍛冶山委員は本日欠席ですので、初めに94番、110番、111番、138番及び139番を除く167件を上程します。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画のうち議案番号94番、110番、111番、138番及び139番を除く167件について説明いたします。

農家等からの利用権設定の申し出に基づき、広島市が作成した農用地利用集積計画案について、令和4年2月15日付けで、広島市長から農業委員会会長へ審議依頼がありました。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の「市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」という規定によるものです。

農用地利用集積計画の内容は議案のとおりです。利用権設定の新規分として124件、継続分として利用権設定の終期が本年3月31日までとなっている計画の更新が43件となっております。

なお、新規分のうち議案番号4番を始め、番号に網掛けをしている80件は、令和3年3月31日まで“ひろしま活力農業”経営者育成事業用地または“スローライフで夢づくり”新規就農者育成事業用地として広島市農林水産振興センターが借り受け、担い手へ転貸したものを、今回、5年以上の期間を設定するものについては広島県森林整備・農業振興財団の中間管理事業への、それ以外は相対への変更として上程するものです。この他、〇〇氏の耕作地を、〇〇氏の経営する〇〇農園へ借主の変更を行うもの、親子で耕作していたが、親が亡くなられたことから、子が新規に借り受けるものなど、実質的に地権者と利用者の状況は変わらず、耕作状況も変更がない案件は、新規分ではありますが担当委員の意見については省略させていただきます。

以上を踏まえて、新規分について主な案件について説明いたします。

5番については、農地面積2,053㎡のうち561㎡をすでに借り受けている利用者が、698㎡を新規に借り受けるものです。なお、残りの794㎡は、6番、7番により別の利用者により利用権設定がされます。

34番、69番、70番、73番、74番、79番、及び83番から88番については、申請地を借り受け、新規に就農するものです。

その他は、いずれも経営規模拡大のため、農地を借り受けるものです。

続いて継続分について、内容は議案のとおりです。

上程した167件につきましては、経営面積・農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び広島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想にある利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和3年3月31日に公告を行い効力が発生することとなります。

以上で議案番号94番、110番、111番、138番及び139番を除く167件の説明を終わります。

議 長

議案番号94番、110番、111番、138番及び139番を除く167件について、事務局の説明が終わりました。このうち、継続分については、引き続き営農活動が行われております。新規分の124件の内、先ほど説明しました、議案番号に網掛けをしている80件を除く44件について、担当委員のご意見をお伺いします。1番、2番、山本委員。

山本委員

4番の山本です。

1番、2番につき、報告いたします。3月4日に現地確認しました。現地は適正に耕作管理されていまして、問題ありません。

議 長

5番、梶山委員。

梶山委員

6番の梶山です。

3月4日に現地調査をしました。現地はきれいに管理されており、特に問題ないと思います。

議 長

34番から41番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。

34番から41番の案件につきましては、3月5日に現地を確認しました。

34番の現地はきれいに管理されており、水稲、野菜を栽培されるということで、問題ないと思います。

35番も丁寧にきれいに管理されており、野菜、水稲の栽培をされるということで、問題ないと思います。

36番、37番は隣接する農地で、既にビニールハウスが建ててあり、葉物野菜の栽培がされていまして、問題ないと思います。

38番、39番は、中間管理機構を通じての賃借で、一部管理棟を建てて、残りは野菜の栽培をされるということで、きれいに管理されており、問題はないと思います。

40番、41番、こちらも中間管理機構を通じた賃借で、野菜の栽培をされるということで、きちんと管理されており、問題はないと思います。

議 長

54番、55番、62番及び63番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。

令和4年2月18日に現地の調査を行いました。現地はいずれも適正に管理されています。54番、55番は水稲栽培の案件で、別に問題はありません。

62番の借人は、東広島市や白木地区で薬物栽培をされ、農事研究会のメンバーでもあります。百貨店の1階で野菜を使ったジュースの販売もされていると聞いています。

63番の借人は、外国人の方で、現在妻と長男、外国人の研修生4人で主に水菜を栽培されています。現地は、ほ場整備されておりますが、高齢化、後継者不足等で遊休化する傾向にあります。遊休農地解消のために、当地域で頑張りたいと思っております。問題はありません。

議 長

69番、70番 下谷委員。

下谷委員

9番の下谷です。

69、70について報告します。令和4年の3月31日で、スローライフの研修生だった方が離農される農地を、スローライフの研修生の方が借りられるもので、問題ありません。

議 長

73番から75番、沼田委員。

沼田委員

11番の沼田です。

73番から75番は、3月4日に現地の調査をしました。適切に耕作の準備がしてあり、問題ないと思われまます。

議 長

76番、沖田委員。

沖田委員

12番の沖田です。

3月4日、現地に行ってみました。借人は、近所の農園で研修されています。また、隣にはブドウを栽培される農家もありまして、栽培環境は申し分ないと思います。

議 長

77番から79番、河野信義委員。

河野信義委員

13番の河野です。

77番、78番は、私の家の近くの田んぼで、借人は一昨年よりこの近辺の農地も借りて、立派にやっています。

いつでも植え付けできるように準備がしてあり、問題はありません。

79番は、この地区の中学校の近くの川沿いにあり、耕作する準備をされています。

議 長

82番から90番、谷口委員。

谷口委員

14番の谷口です。

82番は、水稻の栽培で、現地はきれいに管理されており、問題はありません。

83番から88番は、ブドウの栽培で、現地を確認した時には、すでにブドウが植えられていました。現地はきれいに管理されていますので、問題はありません。

89番、90番は、活力生の借人が、就農される時に借りるよう計画されていましたが、諸事情があり借りることが出来ず、コの字型に取り囲むように現在ハウスが建っております。この度、その借りることが出来なかった中央部分を借人が借りられるものです。現地はきれいに管理されており、問題はありません。

議 長

93番、河野芳徳委員。

河野芳徳委員

15番の河野です。

2月22日、高山推進委員と現地調査を行いました。当日は丁度、借人夫妻も現地に来て、耕作放棄地であったところをトラクターで耕起されていました。農業は素人ながら、サツマイモやニンニク、果樹はイチジク、マスカット等を作るとのことでした。地形的にも日当たりも良く、水はけも良さそうです。

が、獣害、イノシシやサルなどですが、この対策が必要かと思い、その話をしておきました。

議 長

96番、99番、山縣委員。

山縣委員

16番の山縣です。

96番は、2月22日に現地調査しました。現地は農地として管理されています。今回の借人のお父さんが借りて、水稲や野菜を栽培されていましたが、お父さんが亡くなられたため、長男が継続して借り受けて、使用貸借権により、令和4年4月1日から3年間、水稲及び野菜を栽培するものです。長男は、就農意欲も旺盛で、問題ないと認めます。

99番は同じく2月22日に現地調査しました。現地は農地として管理されています。利用権の設定をする貸人は、高齢で遠隔地に住んでいるため、耕作することが困難であり、近隣に住んでいる借人が、使用貸借権により、令和4年4月1日から3年間、水稲を栽培するものです。借人は、就農意欲も旺盛であり、問題ないと認めます。

議 長

100番から107番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。

100番から102、そして103番、一括して意見します。

利用権を設定する方2名の基盤整備地4筆6,795㎡を中間管理機構へ、そして機構から貸借され、新規就農される件であり、異議ありません。

次に104番、105番ですが、同様に、2筆1,333㎡を中間管理機構へ、そして機構から新規に貸借され、就農される件でこれも異議ありません。

次に106番ですが、現地確認を3月3日に行いました。1筆152㎡の案件ですが、近場の3筆をすでに貸借され、耕作されています。この度規模拡大されるという事で、貸人も87歳で高齢であり、若い人に託される事で異議ありません。

次に107番ですが、現地は3月3日に確認しております。本件の農地は、昨年、総会の場で意見を述べた土地であり、それは、工事残土等の仮置き場を使用され、工事完成後復旧がなされていないので、工事業者への指導が必要ではと述べた土地でございます。

その後、早々に工事業者に於いて、以前よりも良い農地に復旧されました。この度貸借が成立し、本日に至り喜んでいらっしゃいます。このことに関しまして、農地の一時転用の注意点など、関係部局への指導がなされまして、関係

各位にお礼申し上げたいと思います。

議 長

その他ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので議案第5号の94番、110番、111番、138番及び139番を除く167件について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

続いて、議案番号94番の案件に入ります。山縣委員は退席をお願いします。

(山縣委員 退席)

議 長

それでは説明をお願いいたします。

事務局（有馬主査）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の94番について、説明いたします。それでは議案の28ページをご覧ください。

利用が申請地を借り受け、水稻を栽培するものです。本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和4年3月31日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案番号94番の説明を終わります。

議 長

それでは担当委員のご意見をお伺いします。

94番、河野芳徳委員。

河野芳徳委員

15番の河野です。

2月24日、現地調査を行いました。貸人が最近体調を崩されたため、とりあえず1年間だけ、ということで借人に耕作をして欲しいとのこと。借人は、水稻を作られているので、大変良いことだと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第5号の94番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。山縣委員の着席をお願いします。

(山縣委員 着席)

議 長

山縣委員、議案第5号の議案番号94番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続いて、議案番号110番、111番の案件に入ります。児玉委員は退席をお願いします。

(児玉委員 退席)

議 長

説明をお願いいたします。

事務局（有馬主査）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の110番、111番について、説明いたします。それでは議案の31ページをご覧ください。

利用者が申請地を借り受け、水稻を栽培するものです。本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要

件を満たしております。なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和4年3月31日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案番号110番、111番2件の説明を終わります。

議 長

それでは担当委員のご意見をお伺いします。

110番、111番、奥田委員。

奥田委員

18番の奥田です。

3月4日に現地調査をいたしました。110番は、お父さんがお亡くなりになって、息子さんになって、借人に耕作を依頼されたものです。問題はありません。

111番も高齢化に伴い、依頼されたもので、自宅から離れており、借人も大変と思いますが、地域のために頑張っています。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第5号の110番、111番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。児玉委員の着席をお願いします。

(児玉委員 着席)

議 長

児玉委員、議案第5号の議案番号110番、111番について計画案のとおり決定したことをご報告いたします。

続いて、議案番号138番、139番の案件に入ります。岩重委員は退席をお願いします。

(岩重委員 退席)

議 長

説明をお願いいたします。

事務局（有馬主査）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の138番、139番について、説明いたします。それでは議案の36ページをご覧ください。

利用者が申請地を借り受け、水稻を栽培するものです。本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和4年3月31日に公告を行い効力が発生することとなります。以上で議案番号138番、139番2件の説明を終わります。

議 長

議案番号138番、139番について、事務局の説明が終わりました。この案件は、継続分であり、引き続き営農活動が行われていますので、担当委員の意見は省略することとします。

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、議案第5号の138番、139番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

岩重委員の着席をお願いします。

（岩重委員 着席）

議 長

岩重委員、議案第5号の議案番号138番、139番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について7件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明いたします。

令和4年2月14日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

なお、御存じのとおり、農業委員会法第8条の規定により、農業委員は、認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないとされております。

それでは、議案の42、43ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりで、申請の詳細については、別冊がございますのでこちらの資料をご覧ください。

1番の申請者は、現在、葉物野菜、野菜苗、根菜類等を栽培しています。露地栽培は天候不順の影響を受けやすいため、土づくりを行うことで安定的な生産を図り、葉物野菜の一部をベビーリーフやキュウリに変更し、売上の向上を目指します。

そして、引き続き、安佐南区で営農している三男と労働力の分担を行い、常時雇用を採用し、労働時間の削減を図ることで、年間労働時間2,000時間、年間所得538万円を目指す計画を立て、申請するものです。

2番の申請者は、現在、多品目の野菜を栽培しています。広島菜は自家採種を行っており、より収量の高い品種を選抜し、適切な栽培管理を行うことで、1アール当たり700kgから800kgへの向上を目指します。そして、臨時雇用を増やすことで適切な栽培管理をし、市場出荷ではなく、直売所やインショップへ出荷することで単価を維持します。また、現在、借りている安佐北区のほ場は返却し、集約的な経営を行うことで、年間労働時間2,000時間、年間所得763万円を目指す計画を立て、申請するものです。

3番の申請者は、現在、葉物野菜を中心に契約栽培を行っています。ハウレンソウは土づくりを行い、1アール当たり平均100kgから平均130kgへの向上を目指し、土づくりのため、堆肥運搬用バケットを購入します。経営管理については、青色申告を行い、年間労働時間2,000時間、年間所得646万円を目指す計画を立て、申請するものです。

4番の申請者は、現在、施設で葉物野菜を栽培しています。時期に合った品種を栽培することで、生産量の増加を図り、ハウスが空いている時は土づくり等を積極的に行うことで、単収を上げ、また、露地を活用し新品目の栽培を進めます。

経営については、コンパクトな経営を心がけ、資材や肥料をグループで購入するなどし、コストの削減に繋げ、作業時間や作業量を見直すことで、年間労働時間1,5

00時間、年間所得567万円を目指す計画を立て、申請するものです。

5番の申請者は、現在、施設でミズナなどの葉物野菜を栽培しています。ミズナの高温期の栽培が困難になっており、新しい品種の導入や液肥散布等で単収を向上させ、市場単価の高い時期に生産量が減り契約のみの出荷となっているため、市場出荷も増やせるよう生産計画を見直し、また、近年葉物野菜の市場単価が下がっているため、葉物以外の品目の準備を進めます。作業については、収穫・調整作業のみパートに任せていますが、作業場の改善や作業マニュアル作成を行い、任せられる作業を増やし、申請者本人の従事時間を減らすことで、年間労働時間2,000時間、年間所得1,021万円を目指す計画を立て、申請するものです。

6番の申請者は、コマツナを主力として市場6割、JA直販4割で出荷し、他にコカブと高値の時期に広島菜を作付けしています。今後も引き続き、コマツナを主力とし、増設したハウスの作付け回数の増加、土壌改良等の資材コストの削減を行います。雇用については、パートの増員を行い、また、パソコンを活用した複式簿記、青色申告を行い、税理士による経営分析により、経費を見直し、経営の健全化を図ることで、年間労働時間2,000時間、年間所得500万円を目指す計画を立て、申請するものです。

7番の申請者は、「スローライフで夢づくり」新規就農者育成事業第12期生で、安佐北区白木地区で就農しました。現在、JA直販の他に契約出荷などの個人的な販売ルートがあり、多品目を安定的な価格で販売していますが、作業の効率化のため品目選定を行います。また、ロコミによる販売ルートの開拓、ブドウ施設取得による直売所等での販売を行い所得の向上を図ります。新たなブドウの管理が増えることにより、作業時間の増大が見込まれますが、作業の効率化により、作業時間の現状維持を図ることで、年間労働時間2,000時間、年間所得500万円を目指す計画を立て、新規に申請するものです。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

議案第6号の7件について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員、推進委員のご意見をお伺いします。1番、岩田推進委員。

岩田推進委員

推進委員の岩田です。

1番は2月28日に、山本農業委員と一緒に、申請者宅を訪問し意向等を聴き取りました。申請者は農業経営改善計画として、次の2点を挙げられています。

まず、農業所得について、先ほど説明がありましたが、葉物野菜の価格が下落したため、収益性の高い作物に転換。これは今ベビーリーフを栽培して販売しています。収益を上げるためには、もっと販売先の開拓が必要であるということと、以前から力を入れてきたサツマイモが長く貯蔵出来るようにするために、設定温度が14度くらいに出来る保冷庫を導入することとし、倉庫兼作業

場を大改築されていまして。年中出荷出来るようにするには、サツマイモを栽培する農地が必要になるので、畑の確保が重要であるとのことでした。

次に、労働時間についてですが、現在申請者夫妻と次男、三男の家族で作業等していますが、労働時間が増えて、負担も増えているので、新たに2名の常時雇用を採用したいと言われていましたが、まだ達成できてないとのことでした。

農業経営改善計画の更新について問題はなく、これからも申請者を応援していきたいと思います。

議 長

その他山本委員、何かございますか。

山本委員

岩田委員からご説明いただいたとおりです。

議 長

2番、3番、武内推進委員。

武内推進委員

安佐南区の推進委員の武内と申します。よろしく申し上げます。

2月26日の午後から農業委員の溝口委員と一緒に、2番、3番の申請者のお宅を続けて訪問させていただきました。

まず、2番の申請者ですが、伺った時には、お昼の1時半頃でしたが、農作業を始めていました。土曜日で出荷が無いにもかかわらず、パート一人が来ていて、ハウスの中で作業されていました。経営面積を見ると289アールと、ちょっと広いのですが、借入地が多いです。というのも、広島菜を露地栽培でローテーションしていくということで、耕作地をきれいに使えるわけではないが、広く借りているんだということでした。申請者の地元で借りていた農地も一部返却したところがあるが、これに関しては、別の地区で借りている農地を有効に使って穴埋めをしていきたいとのことでした。経営規模は大きいですが、効率などを色々考えながら経営されているので、農業経営改善計画は問題ないと思います。

次に、3番の申請者ですが、2番の申請者のお宅を伺ったあと、2時頃から伺いました。経営面積が71アールから59アールへ、ちょっと引き下げられていますが、名目上は農地であるが、実質的にはアパートとか建物が周りに建て込んできたので、日照不足となり、そういうことになったと言っていました。また、これから防除作業をするので、なるべく早く帰って欲しいといわれたので、我々も早めに切り上げて、作業をしてもらうことにしました。このように、作業意欲も旺盛で、体力的にも、がっちりした方なので、充実しているようにお見受けしたので、農業経営改善計画は全く問題ないと思います。

議 長

溝口委員、他にございますか。

溝口委員

5番の溝口です。

武内推進委員の言われたとおりで、お二人ともよく頑張っています。二人に共通することは、農地が街中にあり、畑の隣がすぐアパートとか住宅がいっぱい建ちますと、日陰になって、その農地の収量が相当減るわけですが、よその土地ですから、建てるなどは言えませんので、こういったことは都市農業では非常に大きな問題であろうと思います。農業経営改善計画については問題ありません。

議 長

4番、5番、野稻推進委員ですが、今日は欠席されていますので、伊藤委員、お願いします。

伊藤委員

7番の伊藤です。4月26日に野稻推進委員と一緒に、農業経営改善計画認定申請書を持って、現地を訪問しました。

まず、4番の申請者、これは5番の申請者も一緒ですが、活力農業経営者の第13期生で、平成24年4月の就農ですから、10年になりますが、順調だと思います。

4番の申請者は、現在11棟のビニールハウスで、ハウレンソウがメインです。出荷先は、市場が中心ですが、色々自分の興味があるものを作りたいという意欲をもっていますが、販路が確保できないと、どうも心配だということで、JAからの営農指導員等の支援がもっと欲しいということをしていました。

次の5番の申請者ですが、4番の申請者のほ場に隣接してほ場を確保しています。現在17棟のハウスでミズナをメインに、大体7回くらいの回転でやっているということでした。出荷先は生協やスーパー、今後は市場出荷をしてみたいというようなことも言っていました。当地は活力生が10人ほどいますが、ここは山間部ですから、人手が無いのです。ほ場は何とかなるかもしれませんが、人手がないので、遠方から雇ってくるのはちょっとコストの問題があって難しいというようなことを言っています。人手が確保出来れば、もうちょっと経営も拡大出来るかもしれないが、当面は現状でやっていきたいということでした。

4番、5番の農業経営改善計画については問題ないと思います。

議 長

6番、世羅推進委員。

世羅推進委員

推進委員の世羅です。

2月26日に己斐農業委員と6番の申請者宅を訪問し、農業経営改善計画の内容について、申請者に全てのハウスを連れて回ってもらい、回りながらお話を伺いました。

まず、30アールのハウスでコマツナを生産し、市場に6割、JA直販に4割を出荷されています。以前は多品種の作物を生産されていたそうですが、省力を図り、作業の効率を上げるため、品種を絞ってコマツナー本でいっているそうです。

10アールのハウスは、広島菜を栽培されており、6月、10月で収穫し、合間にコマツナを栽培されています。このハウスは平成30年に豪雨災害に遭いまして、被災し、水没したので、たくさんの草の種が流れ込み、その後遺症がまだ残っているそうです。農業指導機関等から、指導を受けながら取り除いているとのことでした。

増設された20アールのハウスでは、コカブ、広島菜を生産されています。このハウスは、田んぼの土を使用して野菜を栽培されており、品質の良い野菜ができる反面、除草に手間がかかり、それで土壌改良を続け、労働時間の削減に取り組んでいると説明がありました。各ハウスの問題点を掴み、改善を行い、効率の良い生産目標を立てています。

農業経営改善計画については、問題ないと思います。

議 長

己斐委員、この他何かございますか。

己斐委員

世羅推進委員と若干重複する部分もあるかと思いますが、今年度からの目標ということで、コマツナ、ミズナを中心に、価格安定期に向けてハウレンソウ、シュンギク、コカブを組み合わせる栽培をしていきたいということです。そのために、土壌分析、適切な栽培管理もやっていき、より良い商品、高品質な商品を安定した価格でもって、なおかつ規模拡大もしたいということでした。

先ほど平成30年の豪雨災害と言われましたが、その河川改修にあたり、約200㎡あまりが河川改修工事にかかるということで、若干その点が心配ではあります。農業所得500万円を目標にされており、現在非常に頑張っていますので、今回の農業経営改善計画については、問題ないと思います。

議 長

7番、松田推進委員。

松田推進委員

昨年の10月から白木地区の推進委員をしています、松田です。よろしくお願ひします。

7番の申請者は46歳の女性です。農業経験は全然なかったのですが、JAの農業塾で1年、振興センターのスローライフ研修で1年学んで、29年に農地を借りて、ハウス3棟建てて就農しています。

平成30年に青年等就農計画認定者になり、今回新規に農業経営改善計画の認定申請をされたものです。

経営状況ですが、ハウスを利用してキュウリ、ミニトマト等の促成栽培、抑制栽培等で、商品価値の高い商品を、高回転で栽培することにより営業利益の向上に努めたいと話していました。

経営規模の拡大については、野菜の畑等の拡張予定はありませんが、ブドウ、これは、スローライフの先輩が植えられたもので、5年以上経っています。11アールに46本を植えられおり、すでに棚ができ、今年から収穫できるので、果樹の栽培に努めたい。それから、隣接する12アールくらいの農地があるのですが、ここにブルーベリーを植えて、果樹の栽培、これは販売方法をできれば直販等販売方法も工夫して収益増加に努めたいと話していました。

女性一人でやっていますが、パート5名くらいに時間指定、おそらく半日くらいですが、手伝ってもらっています。品目が多いので、作付け、収穫調整しても、なかなか慣れてもらえないので、指導して効率的な運営を図りたいと話されていました。

一生懸命頑張っていますので、よろしくお願ひします。

議 長

松田推進委員からご意見をいただきました。己斐委員、この他何かご意見はありませんか。

己斐委員

今、松田推進委員の方からありましたが、今年からブドウの栽培ということです。これは10年前にさかのぼるのですが、〇〇さんという方が栽培され、朝市へ出していましたが、2年くらい体調を崩されて、約1年ブドウ棚が遊んでいました。それで誰か作る人がいないか、ということで行政とも色々あたって見て、二人くらいあたってみましたが、なかなか決まりませんでした。この度、申請者がやってみたいということで、今年からブドウの栽培に取り組んでいます。行政等から指導してもらっています。松田推進委員からありましたように、46本あまり、成熟した苗、ブドウの木で、今年から収穫できる予定ですので、かなり高収入の見通しが立てられるのかなと思っています。農業経

営改善計画の目標を達成できるよう頑張っていますので、応援していきたいと思いをします。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、7件を「意見なし」と市長に回答することに決定します。以上で、農地に係る審議事項を終了します。続いて、農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第5号の専決処理について、83件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

報告第1号から第5号までの専決処理について、説明します。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（44ページから47ページ）の25件、及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（48ページから53ページ）の37件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号 非農地証明申請（54ページ）の6件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出（55ページ、56ページ）の14件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号 農地転用届出撤回（57ページ）の1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第5号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第5号について、何かご質問、ご質

疑がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程6、その他事項に入ります。事務局から報告をお願いします。

事務局（有馬主査）

資料の1ページ、資料1をご覧ください。令和5年度広島市農政に関する意見書についてです。

1の意見書作成の方針については、農地等の利用の最適化推進で①遊休農地の解消、②担い手への農地利用集積、③新規参入の促進の施策の改善等についての具体的な意見といたします。

2の意見書の作成の進め方については、推進委員からも意見を求めることとし、来週からの地区協議会において、意見の提出依頼をする予定です。

3のスケジュールについては、意見書の提出依頼をし、5月の協議会においても、その確認をし、6月の総会で項目整理、7月の総会でたたき台、8月の総会で意見書の素案、9月の総会で意見書の最終決定を行う予定としております。また、必要に応じ、今年度の意見書検討班のような形で、総会終了後等に話し合いの時間を設けることも検討しています。

令和5年度広島市農政に関する意見について具体的な意見等がございましたら、4月15日（金）までに3ページの様式で、郵送又はファックス等にて、事務局へ提出いただきますようお願いいたします。

以上で令和5年度広島市農政に関する意見書についての説明を終わります。

続きまして、広島市農業委員会農業用機械・資材登録制度（農業機械・資材バンク）実施要領（案）に関する意見について説明します。資料の5ページ、資料2をご覧ください。農業委員会では、不要となっている農業用機械・資材の有効活用を通して本市の農業者を支援し、さらに農地利用の推進を図るため、農業用機械・資材バンクの設置を検討しており、その実施要領の案を作成しました。次のページに実施要領、運用方法、登録・利用申請書の様式を付けておりますので、内容等確認していただき文言等の修正や追加等の意見等がありましたら、3月18日（金）までに事務局まで、メールやFAXなどご提出していただきますようお願いいたします。意見の提出用の様式は特に定めていませんので、案に見え消しでの修正や、メールやFAXに直接、意見を入力されても構いません。意見は農業委員のほか、推進委員、市農政課、区農林課、農林水産振興センターにも依頼をします。安芸区、白木・高陽地区、佐伯区の推進委員には、今週、地区協が開催されますので、その時に依頼をし、来週以降、地区協が開催されます地区の推進委員には郵送で依頼をいたします。

なお、意見が提出された後、必要な修正等を行い、令和4年度当初の早い時期に、運用を開始したいと考えていますので、よろしくようお願いいたします。以上です。

続きまして、今年度（令和3年度）の農業体験学習の実績報告のお願いです。資料3、13ページ、14ページに昨年度（令和2年度）農業委員、推進委員が実施されました、農業体験学習を掲載しております。15ページが報告様式になっておりますので、農業体験学習を実施された農業委員は、こちらの様式を使って事務局に、今月末までに提出して頂きますようお願いいたします。

続きまして、利用権設定の下限面積引き下げについて説明します。資料の17ページ、資料4をご覧ください。この内容は、令和3年12月総会において、農政課より説明があったものです。この度、令和4年8月1日の利用権設定分から引下げを行うこととしましたので御報告します。なお、8月1日開始分については、区役所への書類の提出は、5月15日までになっております。お配りした資料は、前回同様ですので詳細な説明は省略いたしますが、主な内容は、貸借できる農地面積の下限を現行の10アールから1アールに引き下げるものです。これまで、相談を受けていたものの、面積要件から進められなかった案件がございましたら是非ともご案内いただきますようお願いいたします。ご不明な点などございましたら、農政課や区農林課へお問い合わせください。

続きまして、配付資料5の第6回地区協議会開催日程についてです。資料の18ページになります。各地区の日時及び場所については、資料の通りですが、太字ゴシック体で印字されている部分について、説明いたします。日時については、旧市、安佐南区が15時半からの開催となっております。場所については、旧市が東区総合福祉センター3階大会議室3、可部・安佐地区が安佐公民館2階大会議室、安芸区が安芸区総合福祉センター4階会議室Cとなっておりますので、お間違えの無いようお願いいたします。内容については、資料に記載の項目を予定していますので、よろしく願います。

続きまして、配付資料6の令和4年3月の現地調査日程についてです。資料の19ページになります。今月の許可案件等の受付締切日は3月15日（火）です。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、15日の夕方に電話で調整させていただきます。現地調査日程は、16日（水）の午前は旧市、午後は安芸区、17日（木）の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、18日（金）の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしく願います。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

これで令和4年第3回総会を終了しますが、その他全体的にご意見等がございます

か。

(委員：意見なし)

議 長

今回の総会は、令和4年4月5日（火）午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

事務局の石原次長が、本年3月末をもって定年を迎えられ、今回が定例総会出席の最後となりますので、皆様にごあいさつをしたいとのことです。石原次長、よろしくお願いします。

石原次長

会長からご紹介いただきましたように、この3月で定年になります。農業委員会の方は4年間、市役所は38年間ほどになりますが、いよいよ60になって定年ということで。ちょっと昔は想像つかなかったのですが、こういうことになりました。

この4年間、本当に至らないことばかりだったと思いますが、大変お世話になりました。ありがとうございました。

私は事務屋で、専門職ではないので、主に教育委員会や下水道局とかが多かったのですが、農業関係は10年前に農政課で3年間おり、初めて関わって、その後、下水道局を挟んで、4年前から農業委員会ということになりました。

それまで何も作ったこともないような、ほとんど関りがなかったのですが、特に農業委員会へ来て、皆さんからお話を聞いたり、農地を見たりということで、多少影響もあって、3年くらい前から市民菜園を1区画借りて、その後もう一区画加えて、今20㎡で野菜を作っています。農薬も使わないし、化学肥料は使わないようにし、私みたいな拙い者でも、結構美味しいものが出来ます。虫食いだらけのコマツナやハクサイやキャベツとか、形の悪いナスとかキュウリとかを家に持って帰りますが、それでも、「美味しい」と言ってくれるので、これからちょっと本格的な農家になると言ったら、まあ20㎡ですから100年くらいかかってしまいますが、少なくとも消費者として美味しいものを買う賢い消費者になりたいと思います。

それから、特に最近コロナや、最近厳しいというか、世界情勢がちょっと変なことになっていますので、食料を作る農地の大切さを段々世界的に、みんなが深刻に考えるようになってきているよう気もするので、何とか農地とかを守って、農業も振興していくことは大事なことなんだと思います。

私の後に多分また事務屋が来ると思います。農業のことを知らないかもしれませんが、温かく迎えていただいて、引き続き農業委員会、広島市の農業を支えていただきますようよろしくお願いします。こういうことで挨拶しますが、明日以降地区協議会へも出ます。また、3月いっぱいはいますので、もう少しよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

議 長

どうもありがとうございました。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

石原次長におかれましては、長きにわたり、38年間お勤めご苦勞様でした。改めて皆様拍手をお願いします。

本日も出席の岩田推進委員、武内推進委員、世羅推進委員、松田推進委員、本日は長時間にわたり、お疲れ様でした。

先ほど事務局の方から説明もありましたが、利用集積計画の下限面積が5月15日締め分から下がります。私も1週間前に1件ほど利用権をやりまして、920㎡、これは80㎡足りないから、あと100㎡くらいどこかから持ってきてくれと言ったのですが、農林課への書類の提出のことで相談に行ったら、「己斐さん、それはせんでええよ」と言われて、「ああそうですか」と。それでは、提出された方にはまた連絡しておきますよ、ということで農林課から帰りました。

各委員ともこれから大変忙しくなると思いますが、体に十分気をつけられまして、頑張ってくださいと思います。本日は長時間にわたりましてご苦勞様でした。また、お帰りの節は気をつけてお帰りください。お疲れ様でした。